

道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成26年4月11日条例第15号)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づく、人事行政の運営等の状況の公表については、千歳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年千歳市条例第39号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。